

# 労働組合同規約

## 組合同規約

### 第一章 総則

(名称)

第1条 本組合同は、 U n i t e d E A R T H 労働組合同 (以下、「組合同」という) と称する。

(所在地)

第2条 本組合同の所在地を東京都足立区千住旭町7-17 VITAROSA501 に置く。

### 第二章 目的と活動

(目的)

第3条 組合同は組合同員の労働条件の維持改善、向上を図るとともに、組合同員の社会的、政治的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組合同は前条の目的を達成する為に、下記の事業を行う。

- 労働条件の維持改善を図る為、使用者と団体交渉を行い、労働協約を締結するための事業。
- 組合同員の社会的、政治的地位の向上を図る為の事業。
- 組合同員の人格の陶冶、並びに文化の向上を図る事業。
- 組合同員の福利厚生及び相互扶助に関する事。
- その他、目的達成に必要な事業。

## 第三章 組合員

### (組合員資格)

第5条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって、組合員たる資格を否認されない。

### (組合員の範囲)

第6条 組合は、H A I R & M A K E E A R T Hの従業員をもって組織する。但し、労働組合法で定められている「従業員の雇い入れ、解雇、昇進、異動、または、査定に関し直接権限を持つ者」を除く。

### (均等の取扱)

第7条 組合員の資格は平等であって、全ての問題に参加する権利、及び均等の取扱を受ける権利を有する。

### (差別的取扱の排除)

第8条 全ての組合員は人種、宗教、性別、門地または身分によって差別的な取扱を受けない。

### (組合費の納入義務)

第9条 組合員は、所定の組合費を納入しなければならない。

### (組合員の統制)

第10条 合員は、組合の機関の決定によって、統制に服さなければならない。

### (資格の喪失)

第11条 組合員は、下記の各号の一により、その資格を失う。

1. 第6条の但し書き規定により、組合員としての身分を喪失したとき。
2. 組合を除名されたとき。
3. H A I R & M A K E E A R T Hの従業員たる身分を喪失したとき。但し、解雇または退職をめぐり、紛争のあるときに、組合員としての身分の継続を認めたときはこの限りではない。

第12条 組合員が、組合の機関決定に違反し統制を乱し、又は甚だしく組合の体面を汚す行為があった時は、これを懲戒することができる。

1.懲戒の種類は下記の通りとする。

- ・戒告
- ・権利の停止
- ・除名

2.除名しようとするときは、大会においてその組合員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第四章

## 組織

(組織の構成)

第13条 組合の組織機構を以下の通りにする。

1. 本部
2. 支部

(本部)

第14条 本部は組合全体を統括し、組合を代表して業務を執行する。

- ・本部は支部に対して業務の遂行の指示、指導、助言を行う。

(支部)

第15条 本部の下部組織として支部を置く。

- 1.支部は、本規約のもとに本部の方針に従い、その目的達成に努める。
- 2.支部は、支部に所属する組合員の共通の利益を守り、組合員の連絡、統制相互協力、相互扶助を図ることを目的とする。
- 3.支部の改廃または設置については、本部大会において定める。

## 第五章

## 機関

(機関の種類)

第16条 組合に下記の機関を置く。

1. 大会
2. 執行委員会

(大会の定義)

第17条 大会は組合の最高決議機関であって、役員および代議員で構成する。

(大会の種類)

第18条 大会は定期大会と臨時大会とする。

- 1.定期大会は、年に一回、原則として6月に開催する。
- 2.臨時大会は、執行委員会の決議によって必要と認められた時、若しくは第19条により請求された時、召集をする。

(代議員)

第19条 代議員は支部を単位に組合員の直接無記名投票により選出する。

- 1.支部ごとの定数は年度末の構成人員を基準に、執行委員会において定める。
- 2.代議員の任期は1年とし、この間に欠員が生じた場合は、当該支部において補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(大会招集権)

第20条 代議員は全代議員の3分の1以上の同意を得たときは、大会の召集を請求することができる。

(役員解職権)

第21条 代議員は、全代議員の3分の1以上の同意を得て、大会に対して、任期中の役員解職を請求することができる。ただし、その役員が就任3ヶ月以内の場合はこれをすることができない。

(大会決議事項)

第22条 下記の事項は大会決議事項とする。

1. 組合同約の改廃
2. 労働協約の締結、ならびに改廃
3. 活動方針
4. 役員を選任および解任
5. 組合員の懲戒
6. 争議行為の決定
7. 予算および決算

8. 組合の解散
9. その他必要な事項

(大会の定足数)

第23条 大会は、代議員の3分の2以上出席しなければ、議事を行い議決することができない。

(大会の議決)

第24条 大会の議決は、出席代議員の過半数の賛成によって行い、可否同数の場合は議長が決する。但し、下記の事項については、全代議員の3分の2以上の賛成によって行う。

1. 争議行為の決定
2. 規約の改廃
3. 組合の解散

(執行委員会)

第25条 執行委員会は、本組合の執行機関であり。執行委員長が随時これを招集する。

## 第六章

## 役員

(役員の種類)

第26条 組合に下記の役員を置く。

1. 執行委員長 1名
2. 副執行委員長 1名
3. 書記長 1名

(役員の職務)

第27条 役員の職務を下記の通りとする。

1. 執行委員長は組合を統括し、組合を代表する。
2. 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長が任務を遂行できないときは代理する。
3. 書記長は、執行委員長の命により、日常業務を掌握する。
4. 会計は、会計業務を掌理する。

(役員を選任および任期)

第28条 役員は大会において出席代議員の直接無記名投票によって選挙する。ただし、候補者が定数を超えないときは信任投票を行い、過半数の信任によって当選する。

1. 役員の定数は、執行委員会において定める。
2. 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
3. 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、特別の事由が無い限り、自らその任を辞することができない。
5. 役員は任期中であっても、第21条の手続きによって大会において解職が議決されたときは解職する。

## 第七章

## 会計

(会計区分)

第29条 組合の会計を一般会計と特別会計とに区分する。

(一般会計)

第30条 組合の一般会計は組合費、組合員の拠出金および雑収入をもってこれに充てる。

1. 組合費は、組合員一人につき月額給与の1%（交通費は除く）とする。
2. 拠出金は、予算超過等により特に必要とするときは、大会の議を経て組合員に割り当てる。

(特別会計)

第31条 組合に特別会計を設置する。

- ・特別会計の詳細については、別に定める。

(会計年度)

第32条 組合の会計年度は、6月1日に始まり、5月31日をもって終わる。

## 第八章

## 附則

(解散)

第33条 組合は、大会の議決を経なければ解散することはできない。

(規約の改廃)

第34条 この規約は、大会の議を経なければ改廃することができない。

(細則の制定)

第35条 この規約の施行について必要があるときは、大会の議を経て細則を制定することができる。

(施行期日)

第36条 この規約は2007年 11月 1日より施行する。

以上